

令和4年5月会議
第23回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年5月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号4番	細谷則子	議席番号11番	橋川利一
議席番号5番	見上智	議席番号12番	加藤栄三
議席番号6番	多田平雄	議席番号13番	新倉賢一
議席番号7番	山崎弘子	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号8番	比留川晴雄		

欠席委員

議席番号3番 笠間保一

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第12号 農用地利用集積計画決定事案

議案第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案

報告第5号 専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山	豊
次 長	青 山	清
総 括 副 主 幹	田 中	誠
主 査	椎 野	祐一郎
主 事 補	北 村	悦 子

9時00分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。ウクライナ情勢は相変わらずのようで、コロナの方は大分収まってきたようですが、私どももう少し気を付けて頑張っていきたいと思います。

ただ今より第23回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、3番 笠間委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、12番 加藤委員、13番 新倉委員の両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（椎野主査）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。

既に実施されております4月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。

5月30日 農用地域グリーン活動、綾瀬市内におきまして、委員16名が出席される予定でございます。

6月20日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第3班の委員が出席される予定でございます。同日 第24回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。

24日 第24回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。

農用地利用集積計画決定5件 8,549.90平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 5,622平方メートル、法第4条届出1件 968平方メートル、合計7件 15,139.90平方メートルでございます。

なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

道路を挟んで北側の隣地 2,131 平方メートルを、整理番号 36 番の申請地の隣地 3,553 平方メートルを利用集積で借り受けており、一帯で耕作されるとのことでございます。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母、弟の計 3 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）第 2 班を代表いたしまして現地調査のご報告申し上げます。現地調査は 5 月 17 日、9 時から山崎委員、私多田、高橋推進委員と事務局 4 名ご出席いただきまして巡回してまいりました。整理番号 35 番につきましては、綾瀬の名物のトウモロコシ畑で、すぐ脇も非常にきれいな耕運状態でありまして、次作待ちの状態完璧に耕作されておりました。整理番号 36 番につきましては、今年の長雨等で若干草が出ていましたが、次作待ちという事で畑としての維持に何ら問題ないと思っておりますので、整理番号 35 番、整理番号 36 番につきましては第 2 班として農地利用集積計画決定に何ら問題ないと考えますのでご報告申し上げます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 1 地区 高橋推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）推進委員として発言いたします。5 月 17 日 2 班の方と一緒に現地確認を行いました。本日の農地利用集積計画決定事案につきまして同日に行いました。整理番号 35 番、整理番号 36 番について、第 2 班の代表の方の報告がありました通り、整理番号 35 番はトウモロコシ、整理番号 36 番については 1 回耕運すれば利用可能な状態でした。使用借人は園芸協会にも加入されていて、熱心に農業に取り組んでおられます。問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計

面決定事案、整理番号 35 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号 36 番について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 37 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 (椎野主査) 総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 37 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 12,700 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 3 筆、地目畑、地積合計 1,384.27 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 4 年で新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 300 日農業従事しておりますが、所有する農地の 8 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 12,700 平方メートルは、自作の畑 813 平方メートル、利用集積による畑 11,887 平方メートル、管理する農地に遊休農地はございません。申請地から道路を挟んで南側の隣地 2,973 平方メートルを利用集積で借り受けており、一帯で耕作されるとのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長 (古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。6 番 多田委員

○6 番 (多田 平雄君) 整理番号 37 番についてご報告いたします。現地は若干の草が見られたんですが、秋作用という事で何回かトラクターで耕運すれば十分畑として利用できると思います。農用地利用集積計画決定について、何ら問題ないと思います。皆様のご審議

よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号37番について、第2班の代表の方の報告がありました通り、少し草があったものの1,2回耕運すれば十分耕作可能と判断しました。本件は新規という事で8月から利用は大丈夫ではと思います。使用借人は園芸協会に加入されており、熱心に農業に取り組んでおられます。問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号37番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号38番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号38番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積16,600.75平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積1,938平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成28年、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の16,600.75平方メートルは、

自作の樹園地 5,432.75 平方メートル、利用集積による樹園地 2,006 平方メートル、利用集積による畑 9,162 平方メートル、管理する農地に遊休農地はございません。

申請地から道路を挟んで南側の隣地 2,280 平方メートルを利用集積で借り受けており、一帯で耕作されるとのことでございます。農機具は、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 38 番についてご報告いたします。現地は北側には人参、南側にはジャガイモが植え付けられており、ジャガイモは収穫が始まりそうです。現地は丁寧に耕作されて収穫の状態です。農用地利用集積計画決定の何ら問題ないと考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 38 番について第 2 班の代表の方の報告がありました通り、人参とジャガイモが作付けされておりました。農地として適正に維持管理されておりましたので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 38 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 39 番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 39 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 39,253.30 平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■外 3 筆、地目畑、地積合計 2,972 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和元年、通算 2 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 300 日農業従事しておりますが、所有する農地の 3 割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 39,253.30 平方メートルは、自作の畑 24,307.30 平方メートル、利用集積による畑 14,946 平方メートル、管理する農地に遊休農地はございません。申請地の近隣に 892 平方メートルの畑を所有しており、一帯で耕作されております。農機具は、耕運機 2 台、トラクター 3 台、防除機 3 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、父の計 3 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 39 番についてご報告いたします。現地は北側からサツマイモ、サトイモが作付けされ綺麗な状態でした。現地は完璧な耕運された状態で私は感心しました。農用地利用集積計画決定に何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 39 番について、第 2 班の代表の方の報告がありました通り、サツマイモ、サトイモが作付けされ、残りのところはきれいな耕運状態でした。農地として適正に維持管理されておりました。使用借人は園芸協会に加入し熱心に農業に取り組んでおられます。利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろし

くお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 39 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 5 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書 14 ページから 15 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 5 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 5,622 m²でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年 5 月 29 日から令和 4 年 5 月 25 日まででございます。相続開始年月日は、平成 12 年 9 月 13 日で、今回が 7 回目の証明願でございます。申請地は、市街化区域でございまして、平成 4 年 11 月 13 日に生産緑地に指定されております。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢 [REDACTED] 歳、農機具は、耕運機 2 台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は本人及び妻の計 2 名、従事日数は 270 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 5 番について報告申し上げます。[REDACTED]につきましては、作付けはナス、ジャガイモで若干草は見られますが、ほぼ耕運状態でした。1557-1 は、さやいんげん、キャベツ、トウモロコシ、玉葱等いろいろ作付けしてありまして、若干草はありますが、ほぼ完璧に管理されていると判断いたしました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願につきまして、証明書の発行に何ら問題ないと思います。皆

様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言をお願いいたします。5番 見上委員

○5番（見上 智君）引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号5番について担当委員として発言します。先ほど現地の状況は多田委員の報告の通りです。申請人もこの農地以外にもみかん等栽培し大変熱心に農業に取り組んでおられる方でございます。地域担当委員といたしましても、証明書の発行は申請の通り問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願ひ出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第5号、専決処分についてを議題といたします。事務局長より報告を願ひます。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の16ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてご報告いたします。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号6番でございます。転用の内容は、駐車場で、地積968平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。以上、専決処分の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。


（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第5号、専決処分についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第23回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

9時33分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

加藤 栄三 

綾瀬市農業委員会委員

新倉 賢一 